

## 1. 【消費者基本計画】※(平成22年度～26年度)

毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、必要な見直しを行い、閣議決定・公表。⇒翌年度の施策に反映。

※各府省庁等が実施する171の具体的施策を記載(消費者庁関係は78施策)

## 2. 検証・評価

### (1) 東日本大震災への対応【総論その他】

- ① 震災に関連する悪徳商法110番の開設(23. 3～7)
- ② 地方自治体支援
  - ⇒ 相談窓口への専門家派遣(24.3末現在: のべ2,356人日)
  - ⇒ 放射性物質検査機器貸与(23.10～ : 24.3末現在: 137台)
- ③ 食品と放射能への対応
  - ⇒ 「食品と放射能Q&A」の配布(24.3末現在: 47,799冊)、公表(H23.5～24.3: HPアクセス数216,150件) ⇒ 食品と放射能をテーマにしたリスクコミュニケーション開催(45回)

### (2) 平成23年度に実施済みの主な施策(消費者庁関係施策)

- ① リコール情報一元化(施策7)
  - ⇒ リコール情報一元化システム構築(24年4月)
- ② 消費者事故の独立・公正・網羅的な調査機関(施策13-2、13-2-2番)
  - ⇒ 「消費者安全調査委員会」の設置等を規定する消費者安全法の一部を改正する法律案を国会に提出(24年2月)
- ③ 財産事案に係る事業者への行政措置(施策35、110番)
  - ⇒ 重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置等を規定する消費者安全法の一部を改正する法律案を国会に提出(24年2月)
- ④ 消費者教育の体系化(施策87番)
  - ⇒ 消費者教育推進会議報告書取りまとめ・公表(24年4月)
- ⑤ 「集中育成・強化期間」中の地方消費者行政支援(施策121番)
  - ⇒ 地方消費者行政活性化基金の運用見直し、期限延長(最大25年度末まで)
- ⑥ インターネット消費者取引における被害抑止・救済(施策153-2番)
  - ⇒ 決済代行登録者制度の運用を開始(23年7月)、インターネット消費者取引に係る広告表示に関する留意事項公表(23年10月)、越境消費者センター(CCJ)開設(23年11月)
- ⑦ 消費者団体等との意見交換(施策129番)
  - ⇒ 「消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システム」の運用を開始(24年3月)

## 3. 計画の主な見直し案(消費者庁関係施策)

- ☆ **【消費者行政の体制強化】** (総論第2-2(4)、施策121番等)
  - ・ 「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、関連する計画の記述を見直す予定 (P)
- ☆ **【PI0-NETの刷新等】** (施策1番等)
  - ・ 「PI0 - NET刷新に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、関連する計画の記述を見直す予定 (P)
- ☆ **【預託法の運用見直し】** (新規)
  - ・ 制度面・運用面の問題点の整理・検討
- ☆ **【公共料金に関する施策】** (新規)
  - ・ 「公共料金に関する研究会」の中間取りまとめを踏まえ、改善に取り組む旨記載 (P)
- ☆ **【消費者教育】** (施策87番)
  - ・ 消費者教育推進会議の取りまとめ結果(平成24年4月6日)を踏まえて継続的に実施
- ☆ **【地方消費者行政支援】** (施策121・122番)
  - ・ 「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援すべく、平成25年度以降の財源確保等について記述する予定 (P)
- ☆ **【消費生活相談員の法制上の位置付け】** (新規)
  - ・ 消費生活相談員の法制上の位置付けについて、平成24年夏目途に中間取りまとめを行う旨実施時期に記載 (P)

## 4. 今後のスケジュール

- 4月27日から3週間 意見募集
- 6月末日途 消費者政策会議  
閣議決定

「消費者基本計画」の主な見直し案①

【各論】現行			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1 PIO-NET 刷新	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。</p> <p>②直ちに検討を開始します。</p> <p>③一部実施済み。また、適格消費者団体への設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。</p>
87 消費者教育	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	一部実施済み。 継続的に実施します。

見直し案		
具体的施策	担当省庁等	実施時期
PIO-NET 刷新に関する検討会」における議論を踏まえ、変更がありうる(P)		<p>①実施済み</p> <p>②(「PIO-NET 刷新に関する検討会」における議論を踏まえ、変更がありうる。(P))</p> <p>③一部実施済み。また、適格消費者団体への設置については、関係規定の改正や関係者との必要な調整を行った上、平成 24 年以内に利用可能となるよう具体化を進めます(「PIO-NET 刷新に関する検討会」における議論を踏まえ、変更がありうる。(P))。</p>
(前段)変更なし 消費者教育に関する法制の整備に関する記載については変更がありうる(P)		一部実施済み 消費者教育推進会議の取りまとめ結果(平成 24 年 4 月 6 日)を踏まえ、継続的に実施します。

「消費者基本計画」の主な見直し案②

【各論】現行			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 集中育成・強化期間中の地方消費者行政支援	「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。 また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。	消費者庁	前段については、一部実施済み。また、「プラン」に基づく施策については、平成22年度に引き続き実施します。 後段については、引き続き実施します。
122 集中育成・強化期間後の地方消費者行政支援	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。	消費者庁	平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。

見直し案		
具体的施策	担当省庁等	実施時期
施策122に統合		施策番号122に統合(平成24年3月31日をもって「集中育成・強化期間」が終了したため。)
(施策121・122) ① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。 ② 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成します。 ③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。 ④ 消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。 ⑤ 「地方消費者行政活性化基金」について、平成25年度予算概算要求に向け、「活性化基金」終了後においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるような財源の確保に向けて検討を行います。 ⑥ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。		①引き続き実施します。 ②平成24年6月末までに作成します(今後の議論を踏まえ、記載の変更がありうる。(P))。 ③引き続き実施します。 ④引き続き検討します(「PIO-NETの刷新に関する検討会」での議論を踏まえ、記載の変更がありうる。(P))。 ⑤引き続き、検討します。 ⑥引き続き、実施します。

## 「消費者基本計画」の主な見直し案③

### 【国民生活センター関係】

【総論】現行（第2-2(4)【P8】）

また、国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化することを含め、法人の在り方をさらに検討します。

### 見直し案

国民生活センターについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する」とされました。

以下、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、記述を見直す予定。(P)

### 【新規の項目】

#### ○預託法

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	24年度上半期を目途に検討を行い、対応します。

#### ○公共料金

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	「公共料金に関する検討会」の中間取りまとめを踏まえ、改善に取り組みます。(P)	(P)	(P)

#### ○消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
122-2	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、地方自治体が提供する消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	消費者庁	平成24年夏を目途に中間取りまとめを行います 〔「相談員資格の法的位置付けの明確化に関する検討会」での議論を踏まえ、記載の変更がありうる(P)〕。